



くらしのほっと通信

これだけは
知つておこう

18歳から自由に契約が結べるようになる!?

契約の基本



民法の改正により2022年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられます。(※)

18歳・19歳は、親権者の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約を結ぶことができるようになりますが、同時に「未成年者取消権」を失います。



民法の定めによる「未成年者取消権」は未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。

しかし、成年年齢引き下げにより、社会経験の少ない18歳・19歳が、悪質な業者の新たなターゲットとされる消費者被害の増大が懸念されています。

消費者被害にあわないために、契約の基礎知識を知り、消費者力を身につけましょう。

あなたも消費者 & 契約の当事者

コンビニでお菓子を買う

電車に乗る

美容院で髪をカットする

レンタルDVDを借りる

ケータイで音楽をダウンロードする

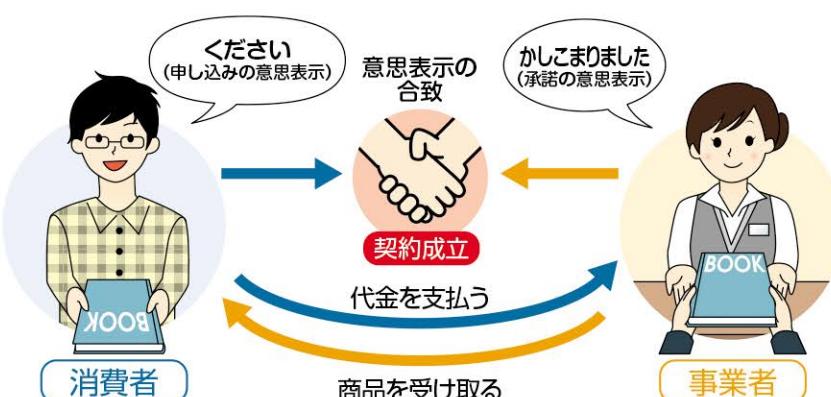
消費生活?
消費者!?
契約!?

私たちの生活はモノを買ったり、サービスを受けることで支えられています。これらはすべて消費者として「商品やサービスの提供を受ける」かわりに「代金を支払う」という契約です。
社会人や大学生になると、今までよりずっと契約の機会が増え、内容も複雑になってきます。

アパートを借りる

新聞をとる

英会話スクールに通う



契約は
申し込みと承諾という
お互いの意思表示の
合致で成立します

契約が成立すると代金を支払う義務と、商品を受け取る権利が発生します。
勝手に契約を解除したり、内容を変更したりすることはできません。

消費者力UP ☺ 契約は口約束だけでも成立します

高額な商品を購入する場合など、後で言った言わないのトラブルを避けるために、契約の内容を書面(契約書)に残しておきましょう。

(※)飲酒や喫煙、競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券購入などに関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳です。

| いたん契約したら、自分の都合だけで解約はできない!

当センターには、店で買った商品の返品をしてもらえないという相談も多いです。しかし、**契約とは「法的責任を伴う約束(※)**です。購入した商品自体に問題があり、契約通りのサービスが受けられないなどの理由がなければ、通常、一方的に解約はできません。



(※)守らないとキャンセル料や損害賠償を求められることもある約束

消費者力UP

買うときに…

返品・交換に応じてもらえるかどうかは、店選びのひとつ目の目安。購入時に確認しておけば安心。

買ってから…

商品を返品したい場合は、すぐに店へ返品できるかどうか聞いてみましょう。

当事者間で合意ができたときにも解約はできます。

| 契約した状況によっては解約ができることも

訪問販売や電話勧誘などで契約したけれど、よく考えたらやめたい。そういうときには、クーリング・オフができます。うその説明をされたり、断っているのに、しつこく勧誘されたときなどは、契約を取り消せる場合もあります。

消費者力UP クーリング・オフは特別な制度(Cooling off=頭を冷やす)

訪問販売などで不意に勧誘され、冷静に判断できないまま契約してしまった場合、頭を冷やして考え直し、一定期間内に通知を出せば、無条件で契約を解除できる制度。

勧誘方法に問題があれば、クーリング・オフ期間が延長されたり、契約を取り消しできる場合もあります。

(3千円未満の現金取引などクーリング・オフできない契約もあります。詳しくは当センターウェブサイトで確認してください)

| 要注意! 通信販売の契約

事例

お試しのつもりが定期購入だった

SNSで「お試し初回限定500円」という広告を見て「ダイエット用サプリメント」を注文した。1回だけのつもりだったが2回目の商品が届き、2回目以降は、一箱4,000円で最低4回購入が条件の定期購入とわかった。お試しのみでやめたい。



通信販売にクーリング・オフはありません。

返品できるかどうかは、各々の販売会社で定める返品特約(返品条件)の内容によります。(ただし返品特約の表示がない場合は、商品受取日から8日間は送料消費者負担で返品できます。)

注文前には必ず、定期購入の記載の有無や、返品に関する契約条件などの表示をしっかり確認しましょう。

中には悪質なサイトも

「代金を払ったのに商品が届かない」「偽物が届いた」「別の商品が届いた」などのトラブル…店の住所や、電話番号の記載がなく交渉できない場合もあります。

このような詐欺的なサイトとのトラブルはいったん起きてしまうと救済が難しいため、未然に防ぐことが重要です。



1項目でも当てはまる場合は要注意!!

- あまりにも安さを強調するサイト
- 前払いでの支払い方法が銀行振込みのみ
- 振込口座の名義がサイトの事業者名と違う
- 住所や電話番号の記載がない
- 連絡方法がメールのみ
- 不自然な日本語のサイト

若者を狙った商法 簡単に誘いに乗らないで!

社会経験が浅く契約には不慣れ、強引に誘われると断れないなどで、悪質業者のターゲットになりやすい若者。手口を知っておいて、誘いに乗らないようにしましょう。

事例1

街で…

駅前で声をかけられアンケートに答えた。お礼にエステの無料体験ができると言われて店へ。エステを受けながら説明を聞くことになり、高額な美顔エステと化粧品を契約した。

キャッチセールス

会ったばかりの人に気軽についていかないで

駅や繁華街の路上などで呼び止めて、店や営業所などへ連れて行き、不安をあおる勧誘などで商品やサービスを販売。



キャッチセールスとアポイントメントセールスは、特定商取引法の訪問販売にあたります。万一、契約してしまった場合、契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフできます。

エステの場合は、中途解約もできます。下記(※)特定継続的役務提供を参照してください。

事例2

SNSで…

SNSで知り合った異性とカフェで会い、よくわからないままで、自己啓発セミナーのスクールに連れていかれた。セミナーの勧誘を受け、45万円で受講する契約をした。

アポイントメントセールス

SNSからのメッセージにはご用心

SNSなどで販売目的を告げずに、事務所などへ呼び出して商品やサービスを販売。

異性から誘われ、恋愛感情につけ込み契約させる「デート商法」や、同性からの誘いで安心させる手口も。



事例3

友人から…

中学時代の友人に「いいバイトがある。会員になって健康食品を売れば、紹介料が入り高収入が得られる」と説明され、健康食品35万円分を購入した。何人が誘ったが買ってもららず、ローンの支払いだけが続いている。

マルチ商法(連鎖販売取引)

簡単に儲かるといううまい話には気をつけて

実際は販売組織と一部の上位の会員だけが儲かるシステム。最近では、ネット上で知り合った相手から誘われたり、ネット上で商品を販売するなど、やり取りがみえにくくなっています。



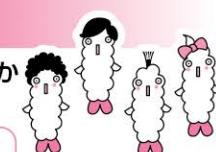
契約書または商品を受け取った日から20日間はクーリング・オフできます。その後は中途解約ができます。

契約は慎重に!!

契約前に確認。よくわからない契約はしない

- 今、必要な商品やサービスか
- 商品やサービスの内容を理解できているか
- 代金は無理なく払える金額か
- 解約の条件など

いらないものは、はっきり断る!



消費者力UP

(※)特定継続的役務提供とは?

契約期間が2ヶ月(エステ・美容医療のみ1ヶ月)を超えて、契約金額が5万円を超える下記のサービスが対象

エステティック

美容医療

語学教室

パソコン教室

家庭教師

学習塾

結婚相手紹介サービス

クーリング・オフ&中途解約の制度があります(いずれも解約の理由は不要)。

中途解約をする場合、解約手数料+既に受けたサービスの代金を支払う必要があります。

契約した業者が倒産した場合、払ったお金を取り戻すのは困難です。

長期のサービス契約はリスクも考える必要があります。

大丈夫!?そのサイト!!スマホ、ケータイ、パソコンのトラブル

事例1

SNSで見つけた副業サイトの広告。「簡単に稼げる」と書いてあったので、稼げる方法が記載された電子データ(情報商材)を購入し、クレジットカードで決済した。説明通りに行っても、操作は複雑でまったく稼げなかつた。稼げないので返金してほしい。

情報商材

主にネット上で「お金を儲ける方法」などと売られている様々な情報商材。得られる情報は、「広告と違う」「サイトの担当者の説明と違う」「価値がないので返金してほしい」などのトラブルが多発しています。

SNSサイトの広告に「簡単に儲かるノウハウ」とあっても、おいしい話は要注意です。

事例2

SNSで知り合った相手。届いたメールに返信して出会い系サイトに登録。ポイントを買わないとメールのやり取りができないので、クレジットカードで決済したが、会う約束はドタキャンばかり。だまされたと思うので、返金してほしい。

出会い系サイト

出会いを期待したり、相手の悩みを聞くうちに冷静な判断が出来なくなり、メール交換を続け、高額な利用料を払う羽目になっています。

甘いことばに惑わされて返信しないようにしましょう。



事例3

アダルトサイトの年齢確認画面で「18歳以上ですか?」と表示されたので「はい」をタップしたところ、いきなり登録完了になり、利用料金12万円を3日以内に払うよう表示された!

ワンクリック請求

申し込みの意思がなく、単に画像や年齢確認部分をクリックしただけでは、契約は成立していません。

支払う義務はないので、連絡せず、無視しましょう。



春休み親子消費者教室 受講者募集

受講料
無料

テーマ:遊んで学ぼう“お金とお買物”

「おこづかいゲーム」&「貯金箱作り」

日 時 3月27日(水) 午前10時~正午

対 象 市内在住の小学校2~4年生とその保護者 10組

開催場所 名古屋市消費生活センター くらしの情報プラザ

持 ち 物 筆記用具

申込み方法 3月20日(水)午前10時~電話受付(先着順)

名古屋市消費生活センター くらしの情報プラザ

TEL 222-9677まで電話でお申し込みください



利用のご案内

相談室(相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です)

受付時間 月~金曜日 TEL 052-222-9671 消費生活相談 金融商品・高齢者優遇商法110番
9:00~16:15 TEL 052-222-9674 架空請求ホットダイヤル
(祝日・年末年始を除く) TEL 052-223-3160 サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日 TEL 052-222-9690 土・日テレフォン相談
9:00~16:15 ※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。
(祝日・年末年始を除く) ※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

URL
<https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>



「電子メールによる相談受付」もご利用ください。



名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL (052)222-9679 FAX (052)222-9678

お近くの消費生活相談窓口につながります
消費者ホットライン TEL局番なし 188



●地下鉄「伏見」⑥番出口から南へ350m
●地下鉄「大須観音」④番出口から北へ450m
●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。